第9表 刑事訴訟事件の種類及び終局区分別既済人員―地方裁判所

					総	有			無	免	公	管	そ	同す
事				件	NG.	街	う 執 ち 行	う 保 ち 護	***	元	訴	轄	0	一 る 被 事 告 件
							猶	観			棄	違		人の併開合
					数	罪	予	察	罪	訴	却	V)	他	関 合
通	告	第	_	審	72 115	51 389	a) 1 29 344	2 820	109	-	119	1	884	19 613
う	ち	裁	判	員 1)		1 195	207	119	7	-			-	
再				審	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- a) 売春防止法第17条の規定による補導処分に付された人員で内数である。
- お料り皿は毎 日 まかめたによる前等た力に行っておいた人員でり致、のの。
 計員の参加する刑事裁判に関する法律により、裁判員の参加する合議体で裁判がされた人員である。
 「通常第一審」の有罪人員のうち、没収を言渡された人員は6,774 人、追徴を言い渡された人員は381 人である。

第10表 刑事訴訟事件の種類及び審理期間別未済人員一地方裁判所

訴訟事件のうち、表側掲記の事件を調査の対象とし、期間は当審受理の目からの審理期間である。

		総			1	1	3	6	1	2	2 え
		,,,,	合	議	単						
			法	裁		月	月	月	年	年	年 る
事	件					以	Ŋ	以	IJ.	Ŋ	をも
		数	定	定	独	内	内	内	内	内	超の
通 (常 第 一 審	21 260	2 083	1 377	17 800	8 724	7 040	2 898	1 664	672	262
j '	ち 裁 判 員 1)	1, 303				156	337	393	278	101	38
再	審	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

¹⁾ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により、裁判員の参加する合議体で取り扱う事件(裁判員裁判の対象事件に併合した対象事件以外の事件を含む。) の未済人員である。